

質問者 小島 智恵 議員

質問事項

1 税金などスマホ決済の導入について

- (1) 町税や使用料等、どの範囲まで導入予定か、また手数料などの町負担は 税務課
- (2) 大型ごみ処理券を購入せずに、収集の申込みから支払いまで、スマホ決済で完結できる機能の広がりについての見解は 防災環境課
- (3) 導入によるリスク、デメリットは 税務課

2 新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応について

- (1) 道内のウイルス検査体制及び管内の医療機関の受入体制は 保健課
- (2) 町の初動体制、対応、感染予防、衛生用品の備蓄は 保健課
- (3) 町内経済、観光や宿泊業などへの影響、対策は 商工観光課
- (4) 酪農業などにおける外国人技能実習生への影響、対策は 農林課

【答 弁】

小島議員のご質問にお答えいたします。

1 税金などスマホ決済の導入について

はじめに、「税金などスマホ決済の導入」についてであります。

近年、クレジットカードに加え電子マネーなどのキャッシュレスサービスの普及が進む中、昨年10月の消費税率の引上げに伴う還元措置に合わせ、社会全体のキャッシュレス化への動きが活発になってきております。

また、平成31年3月に総務省からの「電子マネーを利用した公金の収納について」の通知を踏まえ、行政機関においてもキャッシュレス化の取組が進んでおり、スマートフォン決済等を活用する自治体も増加しているところであります。

この「スマホ決済」は、納付書に印刷されたバーコード情報をスマートフォンで読み取り、銀行口座からの現金や電子マネー等により支払いができ、コンビニや役場窓口へ出掛けることなくどこにいても簡単に税金や使用料等を支払うことができるものであります。

このことから、本町においても納付者の利便性の向上を図ることを目的に、令和2

年度からスマホ決済を導入し、期限内収納率の向上に取り組んでまいります。

(1) 町税や使用料等、どの範囲まで導入予定か、また手数料などの町負担は

ご質問の1点目、「町税や使用料等、どの範囲まで導入予定か、また手数料などの町負担は」についてであります。

はじめに、「町税や使用料等、どの範囲まで導入予定か」についてであります。

新年度から導入いたしますスマホ決済につきましては、町税では、町民税、固定資産税、軽自動車税などすべての税目で、保険料では、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料では、保育所保育料、幼稚園保育料、学童保育所保育料など、住宅料では、公営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料、教員住宅使用料など、給食費では、学校給食費、保育所給食費、へき地保育所給食費、水道料においては、水道使用料、簡易水道使用料、下水道使用料など、合計26の料金等において、スマホ決済が可能となるものであります。

次に、「導入後、手数料など町負担は」についてであります。既存のコンビニ支払い用のバーコード付き納付書を使用することができるため、導入に当たって新たに生じる費用はありません。

また、事務手数料につきましては、現在のコンビニ収納手数料と同額の1税目等に付き60円となりますので、新たな町負担が生じることはありません。

(2) 大型ごみ処理券を購入せずに、収集の申込みから支払いまで、スマホ決済で完結できる機能の広がりについての見解は

ご質問の2点目、「大型ごみ処理券を購入せずに、収集の申込みから支払いまで、スマホ決済で完結できる機能の広がりについての見解は」についてであります。

福岡県福岡市では、電話やインターネットによる粗大ごみの収集申込みの手続きに加え、平成30年9月にはスマートフォンアプリを活用した収集申込みの実証実験を開始し、昨年7月からは、全国で初めてとなる、スマートフォンのオンライン決済で処理手数料の支払いが完了する仕組みを地域限定で実証実験し、本年1月から福岡市全域に実施を拡大しております。

実証実験では、「アプリで気軽に申込みや支払いができるのは便利」であることや「コンビニに処理券を買いに行かなくてよいので助かる」などの声があり、利用者の満足度が96%と高い評価を得ているなど、利便性が高いことから普及が進むものと思われませんが、一方で、初期費用が約400万円、年間維持費に約340万

円を要するとお聞きしており、人口規模の小さい自治体では業務の効率化や費用対効果などを十分に検証する必要があるものと考えております。

(3) 導入によるリスク、デメリットは

ご質問の3点目、「導入によるリスク、デメリットは」についてであります。

スマホ決済の導入によるリスク、デメリットといたしましては、スマホ決済は、納付書に領収印が押印されないことから、スマホ決済後に誤って別のスマートフォンでスマホ決済を行ってしまう場合や、誤ってコンビニで納付してしまうなどの重複納付の可能性が、考えられるところであります。

このことから、スマホ決済の導入に当たりましては、町広報紙をはじめ、町ホームページやSNSを活用し、スマホ決済の注意点や利用方法についてお知らせするとともに、導入後初めて送付する納付通知書にもお知らせを同封するなど、納付者への周知を図ってまいります。

町といたしましては、税金や各種使用料等の納付に当たり、納付者それぞれのライフスタイルに応じた納付環境を整備することにより、納付者の利便性の向上を図ることで、更なる収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

2 新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応について

次に、「新型コロナウイルス感染拡大に備えた対応について」であります。

新型コロナウイルスは、本年1月に中華人民共和国湖北省武漢市の肺炎患者から検出された新種のコロナウイルスで、感染すると発熱、咳、筋肉痛、倦怠感などといった症状のほか、気管支炎や肺炎を引き起こし、高齢の方や糖尿病など基礎疾患のある方などは、重症化するリスクが高いとされています。

現時点では、感染経路は飛沫感染と接触感染の二つが考えられていることから、感染予防には、風邪や季節性インフルエンザと同様に、マスクの着用や手洗いの徹底などの感染症対策に努めることとされています。

(1) 道内のウイルス検査体制及び管内の医療機関の受入体制は

ご質問の1点目、「道内のウイルス検査体制及び管内の医療機関の受入体制は」についてありますが、新型コロナウイルスへの対応につきましては、日々状況が変化してきておりますことから、3月18日午前中の時点での対応状況について申し上げます。

はじめに、道内のウイルス検査、いわゆるPCR検査の体制については、現在、北海道立衛生研究所のほか、札幌市、函館市、旭川市、北見市及び小樽市の保健所等でも検査が可能となっておりますが、北海道立衛生研究所を除く5か所は、原則それぞれ地域内の市民のみの対応となっておりますので、十勝管内の住民は、北海道立衛生研究所において検査を受けることとなります。

なお、北海道立衛生研究所の検査については、1日最大140人分まで検査可能であり、1回の検査に4、5時間を要するほか、管内の医療機関で採取した検体を、北海道立衛生研究所に提出するのに、郵送では1日程度掛かることとなります。

このほか、今月6日からは、PCR検査が公的医療保険の適用となったことにより、保健所を経由することなく、医師が必要性を判断し、直接検査機関や民間の検査会社などにPCR検査を依頼することが可能となりましたが、現時点では二次医療圏域ごとに北海道が設置する「帰国者・接触者外来」及び同様の機能を持つ医療機関のみが対象となっております。

次に、管内の医療機関の受け入れ態勢については、37.5度以上の発熱が4日以上続くなど新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、帯広保健所内に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談し、同感染症の疑いが強いと判断された場合は、十勝全域が二次医療圏となっており、圏域ごとに北海道が設置する「帰国者・接触者外来」を受診することとなります。

ただし、「帰国者・接触者外来」については、感染者が「帰国者・接触者相談センター」を通じずに受診することによって、当該医療機関の医療従事者等の十分な感染防止を妨げることはないよう、どの医療機関に設置されているかは非公表となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における指定感染症でありますことから、感染が確定診断された患者は、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関において入院治療を受けることとなります。

管内では、新型コロナウイルス感染症を含む二類感染症に係る病床を有する感染症指定医療機関は、帯広厚生病院1か所で、病床数は6床となっておりますが、厚生病院ではこのほか、感染症病床と同様の降圧機能を持つ病床が8床あり、また、今月に入ってから帯広市内の病院で隔離病床を10床設置したことにより、現時点で管内で新型コロナウイルス感染症患者を受け入れられる入院病床は計24床となっております。

(2) 町の初動体制、対応、感染予防、衛生用品の備蓄は

ご質問の2点目、「町の初動体制、対応、感染予防、衛生用品の備蓄は」についてであります。

はじめに、町の初動体制、対応については、国等からの通知に基づき対応しているところではありますが、現在まで、国や北海道など関係機関から新型コロナウイルスに関する正確な情報の収集を行うとともに、住民等に対して情報提供しているほか、町内発生に備えて、全庁レベルでの情報共有体制を整えております。

このうち情報収集及び提供については、本年1月15日に神奈川県において国内初となる感染が確認されて以降、国等からの情報収集に努めるとともに、28日には道内初となる感染者が確認され、2月3日に町ホームページ、翌4日にSNSにて、「新型コロナウイルスに関連した肺炎について」とする情報を発信し、咳エチケットや手洗いなど感染予防に係る注意喚起を行ったところでもあります。

また、2月17日には国から新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が示されたことから、その後速やかにホームページ及びSNSにて情報提供を行ったほか、広報3月号においても、感染症予防対策や相談・受診の目安のほか、相談窓口の周知など、ホームページと同様の記事を掲載いたしました。

さらには、保育所及び学校については、保育所長会議や校長会議を通じて、新型コロナウイルスへの対応について周知徹底を図るほか、町内の社会福祉施設等に対して、国が示す感染対策マニュアル等関係通知について情報提供を行ったところでもあります。

また、これまで新型コロナウイルスの感染状況の情報を共有するため、2月12日に部長会議、18日に庁議などで断続的に確認を行ってききましたが、道内における感染が急速に拡大している状況にあることから、25日に町長以下全ての部長職及び関係課長職で構成する「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」を開催し、町内及び管内で発生した際の初動体制や衛生用品の備蓄状況等を確認いたしました。

その後、2月27日には十勝管内で初の感染が確認されたことから、直ちに連絡会議から町長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」に移行し、町内での発生に備えて、総括班、医療・保健班及び経済・消毒班の三班体制による業務分担を再確認しました。

以降、2月28日、3月2日、3月6日の計4回の対策本部を開き、情報共有を図るとともに、あらゆる局面に対応できるよう万全を期し、関係機関との連携を密

にして、感染拡大防止に向けて、町を挙げて全力で取り組んでおります。

次に、感染予防についてであります。先ほど申し上げましたとおり、住民に対して、ホームページ等を活用して、咳エチケットや手洗いなど感染予防に係る注意喚起を行うとともに、役場、支所、出張所ほか主な公共施設等166か所にも利用者向けに感染予防や「相談、受診の目安」に関するポスターを掲示したほか、特に役場、支所、保健福祉センターなど主要な施設にはアルコール消毒液を配備し、感染予防に努めております。

また、国内における感染症患者が増える中、2月26日、政府からイベント開催に関する国民へのメッセージとして、大規模な感染リスクを勘案し、向こう2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請がなされ、本町においても国の要請を受け、町主催行事の中止、延期などの対策を講じるとともに、28日には会議やイベントの主催者や町民に対しまして、3月末まで開催を自粛していただくよう発信したところであります。

さらには、2月28日、3月5日及び3月12日の外出自粛等の知事要請を受けて、ホームページやSNSで町民の皆さんへの周知を行ったところであります。

次に、マスク、アルコール消毒液など衛生用品の備蓄につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法において、市町村行動計画で定めるところにより、その所掌事務に係る対策実施に必要な物資及び資材等を備蓄すると規定されており、現在もマスクについては、主に、保健業務及び窓口担当職員用並びに町が設置する発熱外来に係る医療従事者用として約6,400枚備蓄しております。

また、アルコール消毒液については、約21Lを備蓄しており、先ほど申し上げたとおり、現在も公共施設に感染予防対策として配置し、今後にも備え業者に対して追加発注しているところであります。

(3) 町内経済、観光や宿泊業などへの影響、対策は

ご質問の3点目、「町内経済、観光や宿泊業などへの影響、対策は」についてであります。

本年2月28日から3月9日までの間、町と商工会、観光物産協会の3者で、商工会と観光物産協会に加盟する380社に対して、アンケート方式で影響調査を実施しました。

回答率は、37.1%でありましたが、企業活動の影響について「既に影響が出ている」と回答した事業者は51.8%、「今後影響が出る可能性がある」と回答した

事業所は35.4%と、9割近くが企業活動に影響が及ぶとの結果でありました。

また、現時点での影響額につきましては、回答全体で、約1億600万円であり、業種別では、製造業が5,160万円、小売業が500万円、観光業が約3,700万円、飲食業が約1,230万円等となっており、特に、製造業や観光業でその影響が大きく、その要因として、宿泊などのキャンセルが約3,200万円、宴会などのキャンセルが約900万円、催事の中止等が約5,700万円であり、感染症対策に伴う催事の中止や外出等の自粛が地域経済にも大きな影響を及ぼしている結果となりました。

国は、1月29日に中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関等1,050拠点に、新型コロナウイルスの発生により影響を受ける、または受けるおそれがある中小企業や小規模事業者を対象にした「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置するとともに、経営の安定に支障が生じているフリーランスを含む個人事業主や中小企業を対象に、金利引下げ措置を盛り込んだ新型コロナ感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用した実質無利息無担保の融資制度を設けているほか、政府金融機関や道など多くの機関で企業の資金繰り支援を開始しています。

また、雇用維持を目的に従業員を休業させる企業に出す雇用調整助成金の支給要件も緩和し休業手当などの一部を助成するほか、小学校の臨時休業に対応する保護者支援を3月18日から、学校等休業助成金・支援金等相談コールセンターで受付の開始をしたところであります。

町内におきましても、町、商工会、金融機関で中小企業を対象にした経営相談窓口を設置し、3月17日までに31件の相談を受けており、4件の融資相談を進めているとお聞きしております。

また、2月27日には、商工会、観光物産協会と意見交換を行い、ホームページや広報、SNSなどを通じた町内事業者に対する情報発信、テイクアウトや出前可能な店舗の紹介など、関係機関が連携して取り組んでいくこととしたところであります。

今後におきましても、国や道、商工会、金融機関など関係機関と連携を図りながら、融資制度や雇用対策など有利な情報提供を行うとともに、商工会や観光物産協会、金融機関と連携して町内企業の経営安定の支援に努めてまいりたいと考えております。

(4) 酪農業などにおける外国人技能実習生への影響、対策は

ご質問の4点目、「酪農業などにおける外国人技能実習生への影響、対策は」についてであります。

本町に滞在する外国人技能実習生は、本年2月末現在で79名、このうち農業に従事する方が58名、中国人は26名で全て酪農に従事しております。

中国から技能実習生を受け入れている酪農業を営む農業者や監理団体となっているJA忠類に、現在の状況を確認したところ、2月に湖北省から1名、3月に遼寧省から1名と湖北省から3名の技能実習生の受入れを予定しておりましたが、未だ入国できない状況にあるとお聞きしております。

また、本年度内に帰国予定の5名につきましては、1名は北京を経由し2月に湖北省に帰国しておりますが、3月に湖北省へ帰国予定の4名につきましては、技能実習生の了解のもと、実習期間を在留期限の4月25日まで延長する予定とのことであります。

現在のところ直接的な影響は出ておりませんが、中国からの受入れができない状況が長期化するなどの場合は、送出し国の変更や農福連携などその他の労働力確保の対策が必要と考えております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。